

平成29年度 国立大学法人鳴門教育大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】1)-① 「カリキュラム・ガイドブック」は、平成25年度に第一次試案を作成し、FDにおいて試行・改善しながら平成26年度に第二次試案を作成してきている。授業実践におけるガイドブックの試行を経て、平成28年度には「カリキュラム・ガイドブック」（第三次試案）を作成し、平成29年度に学生に配布し履修指導に活用する。「カリキュラム・ガイドブック」の内容と活用法は、毎年度検証し改善する。

- ・【1-1】カリキュラムにおける授業科目の位置と機能及び授業科目の有機的な関連性を可視化した「カリキュラム・ガイドブック」について、平成28年度において電子化し利便性を図った「カリキュラム・ガイドブック－電子版－（NICES）」を平成29年度入学生から活用し、学生個々のキャリアに沿った履修指導を実施する。

【2】1)-② 平成28年度に「カリキュラム・ガイドブック」を活用したFDプログラムを構築し試行するとともに、平成29年度から本格実施し、カリキュラム構成や授業の内容・方法について教職協働により検証・改善する。

- ・【2-1】学生が身に付けた能力を可視化して授業改善につなげるため、「カリキュラム・ガイドブック－電子版－（NICES）」を活用したFDプログラムを実施する。また、教員養成の質を一層向上させるため「カリキュラム・ガイドブック－電子版－（NICES）」の運用について、教員と事務職員間の協力体制の下に検証・改善を図る。

【3】2)-① 修士課程において、第2期に研究開発した「教科内容構成科目」を平成28年度に教科・領域教育専攻の必履修科目として新設し（総数10科目）、既設のコア科目「教育実践フィールド研究」（全専攻の必修科目：15科目）と結び付けて実践することを通して、学校の教科・領域学習をめぐる課題解決型学修を促す。

- ・【3-1】平成28年度に新設した専門的な知識・技能を教科内容として構成し学校の授業に活用する手立てを学ぶコア科目「教科内容構成科目」及び今日の教育課題を総合的・教科横断的に捉え実践ベースで解決していくことを目指すコア科目「教育実践フィールド研究」を実践する。

【4】2)-② 平成28年度から、教職大学院に「学校マネジメントカプログラム」、「小中一貫教育プログラム」、「生徒指導カプログラム」等を新設し実践するとともに、学生や地域の学校のニーズを踏まえてプログラムを検証・改善する。

- ・【4-1】専門職学位課程において平成28年度に開設した「学校マネジメントカプログラム」、「小中一貫教育プログラム」、「教科指導実践カプログラム」及び「生徒指導カプログラム」の検証・改善のため、学生による授業評価アンケートやプログラム受講者アンケート調査を実施する。特に「教科指導実践カプログラム」については、幅広い教科に対応できるようにプログラムの充実を図る。

【5】2)-③ 平成29年度までに、学部生・院生による主体的な課題解決型学習（アクティブ・ラーニング）及び協同学習を80%以上の授業に取り入れるとともに、第3期末までに80%以上の授業科目においてICTを活用した授業を展開する。

- ・【5-1】学部生・院生の学びを深めるため主体的な課題解決型学習（アクティブ・ラーニング）及び協同学習を80%以上の授業に取り入れ実施する。また、FD事業において、ICTを活用した授業の在り方について検討する。

【6】3)-① 平成29年度までに、小中一貫教育や生徒指導と予防教育を有機的に結び付けたいじめ防止教育等、現代的な教育課題や学生のニーズ及びキャリア形成に実践的かつ柔軟に対応した8つ以上の教育プログラムを開発し、学士課程及び大学院課程のカリキュラムや教育内容に組み入れる。

- ・【6-1】平成28年度に開設した8つの教育プログラムのうち、受講を許可した7つの教育プログラム（予防教育コーディネーター認定プログラム、スポーツ活動指導力認定プログラム、教育実践学研究力認定プログラム、小中一貫教育プログラム、学校マネジメントカプログラム、教科指導実践カプログラム及び生徒指導カプログラム）の受講状況を踏まえて、修得度等を検証・改善するため、受講者アンケート調査を実施する。

【7】4)-① 平成28年度に、教員養成のための少人数教育や現職教員再教育等の本学の特色を踏まえた成績評価の基準と方法に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降それに基づいて「評価の観点」、「評価の方法」、「評価基準」を明示した成績評価と単位認定を行う。

- ・【7-1】単位認定及び修了要件の厳格化を図るため、教員養成のための少人数教育や現職教員再教育等の本学の特色を踏まえ、平成28年度に策定した成績評価の基準と方法に関するガイドラインに基づいた成績評価と単位認定を行う。

【8】4)-② 平成28年度に、学位審査について明確な審査基準に即して修士論文の内容に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降教育実践に直接寄与する内容の修士論文が第2期期間中毎年50%であったのに対し毎年70%以上になるようにする。

- ・【8-1】教育実践に直接寄与する内容の修士論文を質的・量的に充実させることを目的に前年度に作成したガイドラインを周知し、ディプロマ・ポリシーに基づいた研究指導を実施する。これにより、教育実践に直接寄与する修士論文を70%以上とする。

【9】4)-③ 学士課程において、平成28年度に、学生個々の各学年の単位取得やGPA等と「カリキュラム・ガイドブック」及び「学修キャリアノート」等を活用した「学生による教育実践力の自己開発・評価システム」を構築し、平成29年度から本格実施し、その効果を毎年4年次科目「教職実践演習」での模擬授業や集団討論等を通じて検証し改善する。

- ・【9-1】学士課程において、平成28年度に構築した「学生による教育実践力の自己開発・評価システム」により「カリキュラム・ガイドブック」及び「学修キャリアノート」を活用し、学生個々のキャリアに沿った指導を実施する。

【10】4)-④ 教員養成教育の成果として、卒業者に占める教員就職率について、ミッションの再定義に基づき、第3期期間中は学士課程で80%を、修士課程で70%を、教職大学院で95%を確保する。

- ・【10-1】学部合宿研修、大学院生就職研修会等、教員就職への意欲を高めるための行事を実施するとともに、教員採用試験対策として就職支援行事を計画的・体

系的に実施することにより、学士課程 80%以上（進学・保育士除く）、修士課程 70%以上（現職、臨床心理士養成コース、留学生除く）、専門職学位課程 95%以上（現職除く）の教員就職率を確保する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11】1)-① 教職大学院の更なる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行いつつ、学長を室長とする企画戦略室において、大学院学校教育研究科の学生定員の適正化を実現する大学院の改組について検討し、平成31年度に改組を行う。

- ・【11-1】現代の教育課題や学生のキャリア形成に対応するため、大学院（修士課程、専門職学位課程）において、生徒指導や予防教育等に関するプログラムを引き続き実施する。また、機関調査機能（IR機能）を有する企画戦略室及び同室に設置するタスクフォース（課題別作業チーム）において、改革コンテンツ案を創出し、新たな大学院教育の体制等の戦略的な企画立案のために必要な情報の提供を行うとともに、平成28年度に設置した大学改革推進委員会等において、教職大学院重点化に向けた改組について検討を進め、改組後のカリキュラムや教員配置の決定等、改組に向けた諸準備を行う。

【12】1)-② 修士課程と教職大学院の互いの特色を活かした教員養成機能の強化という観点から、平成29年度までに、大学院の特色ある教育プログラムの実践に当たり両課程の教員が協働で授業を担当する仕組みを作る。

- ・【12-1】平成28年度に開設した「教科指導実践力プログラム」において、修士課程と専門職学位課程の教員が連携して担当することで、教科理論に基づいた授業実践力を身に付けることができる授業科目を開設する。

【13】1)-③ 四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。

- ・【13-1】国立大学改革強化推進補助金「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の『四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施事業』において、5大学から50科目以上の共同開講を目指す中で、本学からは平成28年度の1科目に加え、新たに2科目の授業科目を提供し、教育内容の充実を図る。また、平成29年度は補助金交付の最終年度であることから、平成30年度以降も安定的に運用できる体制を検討する。

【14】2)-① 平成28年度に、教育・研究評価室において、「教員養成カリキュラム及び教育プログラムの評価」、「教職協働を実現するための学内組織の評価」、「PDCAサイクルによる実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。

- ・【14-1】平成28年度に達成済みであり、【15-1】に受け継がれるため、平成29年度年度計画はない。

【15】2)-② 平成29年度以降毎年、教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「教員養成カリキュラム及び教育プログラム」、「教職協働を実現するための学内組織」、「PDCAサイクルによる実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の教学マネジメント体制に係る評価システムの評価を行い、提言に基づいて改善を行う。

- ・【15-1】教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「教員養成カリキュラム及び教育プログラム」、「教職協働を実現するための学内組織」、「PDCAサイクルによる実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の教学マネジメント体制に係る評価システムの評価及び提言を行う。

【16】2)-③ 平成28年度以降毎年、教育委員会等の学外関係者の参画を得て教員養成等推進会議を年間2回以上開催し、地域の教育課題解決型の教育プログラムの計画・実施・効果について評価を受け、プログラムの改善を行うとともに、地域のニーズを踏まえた新たなプログラムの構築に活かす。

- ・【16-1】教育委員会等の学外関係者の参画を得て教員養成等推進会議を2回以上開催し、地域の教育課題解決型の教育プログラムの計画・実施・効果について受けた評価を踏まえたプログラムの改善を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【17】1)-① 第3期期間中、学部では全員に1年次から3年次までの合宿研修を実施するとともに、学部・大学院を通じて毎年150コマ以上の就職支援ガイダンスを開催し、学生・院生の80%以上の参加率を確保する。

- ・【17-1】学部合宿研修（1～3年次）を実施するとともに、150コマ以上の教員就職支援ガイダンス（課外）について、計画的・体系的に実施する。また、学部・院生80%以上の参加率を確保するため、これまでの就職支援行事に関する広報に加えて「就職支援ニューズレター」で参加呼びかけを行う。

【18】1)-② 最新の教員採用試験情報を収集・吟味して、平成28年度に「就職支援ニューズレター（仮称）」の学生・院生への電子配信を開始する。

- ・【18-1】平成28年度に発行を開始した「就職支援ニューズレター」について、継続して配信することにより、最新の教員採用試験情報を学生に通知するとともに、定期配信に向け改善を検討する。

【19】2)-① 第3期期間中毎年度、授業料免除について、「鳴門教育大学授業料免除選考基準」を満たした者全員に対して基準相当の免除を行う。

- ・【19-1】本学の特色ある経済的支援（1. 大学院修学休業制度による現職教員に対する授業料免除、2. 教員採用候補者名簿搭載期間延長制度による大学院進学者への授業料免除、3. 教職大学院（教員養成特別コース）長期履修者の授業料免除、4. 教職大学院（現職教員）向け実習経費の貸与）を選考基準を満たした者全員に対して継続実施するとともに、通常の授業料免除制度においても「鳴門教育大学授業料免除選考基準」を満たした者全員に対して免除を行い、学生の修学支援を充実させる。

【20】2)-② 平成29年度までに外国に留学する学生や学修意欲が高く特に成績優秀な学生に対する奨学金制度を創設するとともに、支援対象者の評価基準を策定し、平成30年度を目途に実施する。

- ・【20-1】外国に留学する学生や学修意欲が高く特に成績優秀な学生に対する新たな支援策として鳴門教育大学基金を活用した奨学金制度を創設し、平成30年度の実施開始に向けて支援対象者の評価基準を策定する。

【21】2)-③ 平成30年度を目途に、本学同窓会の構成員のうち教職等の職務に熟達した者がメンターとなり、新人・後輩に助言・支援する「鳴門教育大学地域同窓会メンター制度（仮称）」を、5府県以上を対象に創設する。

- ・【21-1】卒業生・修了生の教職就職支援や学校・職場等での課題解決に向けての支援・相談の体制を確立するため、本学同窓会の構成員のうち教職等の職務に熟達した者がメンターとなり、新人・後輩に助言・支援する「鳴門教育大学地域同窓会メンター制度（仮称）」創設に向けて、平成28年度に作成した制度原案を基に、各同窓会支部（和歌山県・広島県・香川県・高知県・愛媛県）と詳細を検討する。

【22】3)-① 平成28年度には、前年度に整備したラーニング・コモンズ設備の利用について検証を行う。平成29年度では、附属図書館運営委員会において、さらに教員養成大学にふさわしいラーニング・コモンズ設備の充実について計画を策定し、当該設備の利用説明の実施や教員と連携した課題解決型学習支援の実施など、計画に基づく利用促進策を講じることにより、毎年学生等の利用日数が開室日数の70%を超える利用率を達成する。

- ・【22-1】平成27年度に新設したラーニング・コモンズ室（模擬授業やアクティブ・ラーニング等の学習ができるスペース）の充実について、利用促進のためのチラシを作成したり、利用説明会を開催する等の利用促進策を講じることにより、学生等の利用日数が開室日数の70%を超える利用率を達成する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【23】1)-① 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。さらに、高大接続改革をより一層推し進めるために、この内容を踏まえ、アドミッション・ポリシーの検証・改善を行い、平成30年度に新たな入学者選抜方法を定める。

- ・【23-1】国立大学改革強化推進補助金「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の『四国地区国立大学アドミッションセンターの設置とAO入試の共同実施事業』において、四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するインターネット出願への移行を完了し、出願を受け付ける。また、本学として高大接続改革をより一層推し進めるために、アドミッション・ポリシーの検証・改善の検討を開始するとともに、新たな入学者選抜方法の検討を開始する。

【24】1)-② 平成29年度以降、本学の特色や新しい入学者選抜方法等について、オープンキャンパス、高等学校等の訪問による説明会や他大学等と合同説明会、及びウェブページ等を通じて積極的に広報し、周知を徹底する。

- ・【24-1】平成29年度からインターネット出願へ完全移行（紙媒体の願書を廃止）することについて、オープンキャンパス、高等学校等の訪問による説明会、他大学等と合同説明会等において周知する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【25】1)-① 生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト（BPプロジェクト）」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、各地の教育委員会等の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウムや教員研修会等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】本学の生徒指導支援センターと心身健康センターから構成される「いじめ防止支援機構（BP-CORE）」を更に機能強化し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やLGBT（性的少数者）を含む現代事情に即した多様ないじめに関する基礎的な研究成果を蓄積し、研究会を持つとともに、成果物をまとめ、公表する。また、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、連携大学（上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学）や協力機関と連携・協働して「いじめ防止支援事業（BPプロジェクト）」を継続して推進し、その成果をシンポジウムや教員研修会等を通じて徳島県をはじめ全国に発信する。それらの研究成果を、学士課程のいじめ防止に係る授業科目を実施するという教育の質の向上に繋げる。

【26】1)-② 平成27年度までに教科内容学を反映させた10教科の小学校教科専門教科書を作成した。この成果を踏まえ、平成28年度に教科内容学に係る研究組織を構築し、教科書を活用した授業を学士課程カリキュラムの中で試行的に実践し、その内容の妥当性を検証するとともに、平成30年度までに小学校教科専門科目の指導プランを開発する。また、平成30年度以降中等教員養成に係る教科専門科目の内容構成に関する研究を推進し、その成果を第3期末までにカリキュラムに反映させる。

- ・【26-1】平成30年度の小学校教科専門科目の指導プラン開発に向けて、学士課程カリキュラムの中で、教科内容学を反映させた「小学校教科専門教科書」を試行的に活用した授業を拡大して実践し、その内容の妥当性を、平成28年度に構築した研究組織「教科専門科目に係る指導プラン開発専門部会」において検証する。

【27】1)-③ 平成33年度までに、「読み書き」を含む4技能を中学校に繋ぐ小学校3年生から中学校3年生までの一貫した英語教育プログラムを開発し、附属学校、公立学校での授業実践と評価テスト等を実施することにより妥当性を検証するとともに、教員研修等に組み込んでプログラムを普及させる。

- ・【27-1】小学校英語教科化という学校現場の教育課題を踏まえ、小学校3年生から中学校3年生までの一貫した英語教育プログラムについて、附属小学校3～6年生及び附属中学校2年生までの系統立てた指導法及び教材を開発し、附属小学校・附属中学校のみならず公立学校においても実践活用する。実践後の評価テストや調査結果を踏まえ、本プログラムを教員研修等に組み込んで普及させていくための妥当性の検証も行う。

【28】2)-① 連合大学院学校教育学研究科博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格の認定を、教員の昇任人事や研究費の業績主義的傾斜配分の評価指標のひとつにし、第2期期間中の52%（平成24年度～27年度平均）であった当該資格を保持した教員の割合を第3期には65%以上（期間中平均）とする。

- ・【28-1】本学教員の実践的教育研究能力の更なる高度化のため、連合大学院博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格を有していない教員に対して、資格審査受審を勧めるとともに、資格審査書類作成説明会の開催を周知し、2人以上の新規有資格者を増やす。

【29】3)-① 平成28年度以降毎年、附属図書館から紀要編集委員会等に対して機関リポジトリへの登録を促すとともに、全教員を対象とした「機関リポジトリ登録に関する説明会」を開催することにより、機関リポジトリの公開総数を649件（平成27年3月末現在）から、第3期末には1,000件以上とする。

- ・【29-1】 本学の教育研究成果を有効に国内及び国際社会に発信するため、各学内発行紀要等について各紀要編集委員会（機関リポジトリ登録の意思決定機関）等に対して登録を促すとともに、全教員を対象とした機関リポジトリ登録に関する説明会を開催し、年間50件以上のコンテンツを収集する。

（2）研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

【30】1)-① 平成29年度までに大学・附属学校園・教育委員会による共同研究体制を構築する。そして、平成30年度に共同研究の主題と研究方法を明確に定め、以後研究を具体的に遂行する。第3期末までに成果発表のための大学・附属学校園・教育委員会合同研究大会を開催する。

- ・【30-1】 大学・附属学校園・教育委員会による共同研究体制を構築し、大学・附属学校園・教育委員会による新たな共同研究プランに基づき進める共同研究の主題と研究方法の方針を決定する。

【31】1)-② 第3期末までに、大学・附属学校園・教育委員会の共同研究体制から生まれる実践的教育研究の成果を活かした授業科目や教育プログラムを、学士課程・大学院課程のカリキュラムにそれぞれ1つ以上組み入れる。

- ・【31-1】 【30-1】を受けて平成30年度から検討を開始して実施するため、平成29年度の年度計画はない。

【32】2)-① 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動（Proof Of Concept等）を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。

- ・【32-1】国立大学改革強化推進補助金「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の『四国産学官連携イノベーション共同推進機構の構築』において、四国地区5国立大学共同実施体制による四国産学官連携イノベーション共同推進機構(SICO)の連携の強化、株式会社テクノネットワーク四国(四国TL0)との業務統合の推進及び平成30年度以降の事業終了後におけるSICO体制案の検討に参画する。

【33】3)-① 平成28年度に、教育・研究評価室において、「研究活動の状況の評価」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質の評価」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。

- ・【33-1】平成28年度に達成済であり、【34-1】に受け継がれるため、平成29年度年度計画はない。

【34】3)-② 平成29年度以降毎年、教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「研究活動の状況」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の研究に係る評価システムの評価を行い、提言に基づいて改善を行う。

- ・【34-1】教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「研究活動の状況」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の研究に係る評価システムの評価及び提言を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【35】1)-① 鳴門教育大学と徳島県教育委員会による連携協力事業を毎年度計画的に実施するとともに、その他教育委員会や学校と連携して行う実践的研究を、毎年15件以上実施する。

- ・【35-1】「鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会」の下で、平成29年度実施計画を策定し、地域教育力向上支援事業等の連携協力事業を実施する。

- ・【35-2】平成28年度から進めてきた、教育委員会や地域の学校と大学が連携した研究を助成する「地域連携研究推進事業制度」を更に充実させることにより、この制度を活用した研究テーマを含め教育委員会、地域の学校等との実践的研究を15件以上実施する。

【36】1)-② 平成27年度に徳島県教育委員会との連携により徳島県美馬市と阿南市に設置したサテライト会場を、平成28年度から本格的に活用して、地理的な条件により学びにくい環境にある教員の各種研修を支援する。

- ・【36-1】徳島県教育委員会との連携により美馬市と阿南市に設置したサテライト会場において、講義型の研修や教育相談に加え、新たに授業研究に取り組み、研修形態の多様化を図る。また、利用日拡大のためのサテライト拠点会場の変更（阿南市）や、モバイル端末を利用した研修の導入等、サテライト研修の更なる改善を行う。

【37】1)-③ 生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト（BPプロジェクト）」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、徳島県教育委員会など各地の教育委員会の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウム等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。また、これらの研究成果を踏まえて、平成31年度を目途に、いじめ予防教育やいじめ発生時の指導に関する教員研修プログラムを策定し、広く全国の教育委員会や学校現場等に提供する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【37-1】本学の生徒指導支援センターと心身健康センターから構成される「いじめ防止支援機構（BP-CORE）」を更に機能強化し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やLGBT（性的少数者）を含む現代事情に即した多様ないじめに関する基礎的な研究成果を蓄積し、研究会を持つとともに、成果物をまとめ、公表する。また、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、連携大学（上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学）や協力機関と連携・協働して「いじめ防止支援事業（BPプロジェクト）」を継続して推進し、その成果をシンポジウムや教員研修会等を通じて徳島県をはじめ全国に発信する。それらの研究成果を、学士課程のいじめ防止に係る授業科目を実施するという教育の質の向上に繋げる。さらに、これらの研究成果を踏まえて、平成31年度を目途に、いじめ予防教育やいじめ発生時の指導に関する教員研修プログラムを策定し、広く全国の教育委員会や学校現場等に提供する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【38】1)-① 平成29年度を目途に北京師範大学との共催で第7回日中教師教育学術研究集会を開催し、その成果を学術研究集会論文集（プロシーディング）として公表する。また、北京師範大学との共同研究のノウハウを活かし、第3期期間中に新たな協定締結大学等との教員養成・教師教育に関する共同研究体制を構築する。

- ・ 【38-1】 海外協定締結大学である北京師範大学において、第7回中日教師教育学術研究集会を開催し、その成果の公表を目的として刊行する学術研究集会論文集（プロシーディング）の作成準備を行う。また、新たな海外の協定締結大学等との共同研究体制構築のため、平成28年度に実施した実態調査及び聞き取り調査の結果を基に選定したコーディネーションの対象とする共同研究について、研究の開始に向けての協議を始めるとともに、共同研究連絡調整会議を開き調整を行う。

【39】2)-① 平成28年度以降、第1期・第2期期間中の本学の海外受託事業に係る11年間の経験と蓄積を整理活用するためアーカイブ化し、本学の国際教育貢献に関する実績をJICA等との交渉や情報提供に役立て、受託研修について、毎年3件以上の受入数を確保する。また、受託事業に関連した教職員の海外派遣については毎年5件以上を確保する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【39-1】 本学の海外受託事業に係るこれまでの経験・蓄積を、今後の国際教育貢献に生かすため、過去のJICA受託研修に関する研修計画、実施状況等を整理しアーカイブ化を行う。また、開発途上国の教員等の人材育成に貢献するため、3件以上の受託研修（モザンビーク研修、仏語圏アフリカ研修、パプア・ニューギニア研修等）及び5件以上の海外派遣（モザンビーク、パプア・ニューギニア、ボリビア等）を実施する。

【40】2)-② 平成28年度に、学部及び大学院の学生が外国人受託研修及びフォローアップ等、これに関連する事業に研修補助として積極的に参加できるよう体制を整備するとともに、第3期期間中、学生を国際協力ボランティアとして受託研修に一層受け入れること、国際協力を実施してきた途上国への短期派遣サポートに起用することなどを通して、「グローバル教員養成プログラム」につなげていく。（戦

略性が高く意欲的な計画)

- ・【40-1】 ボランティア活動内容を記録・省察する「グローバルチューター（国際交流ボランティア）パスポート」の発行や、日本人学生と外国人留学生同士が異文化交流を深める新規プログラム「ことば de ともだち」の実施等により、30名以上の学生を外国人受託研修の国際協力ボランティアとして受け入れる。また、開発途上国（モザンビーク、パプア・ニューギニア、ボリビア等）への短期派遣サポートに5名の学生を派遣する。

【41】2)-③ 地域の国際化への貢献について、平成28年度以降、外国人受託研修生と徳島県をはじめとした四国各県を中心とした教育行政機関及び学校との連携、学生の地域教育貢献への参画及び地域住民（訪問した学校の保護者を含む）の異文化理解とコミュニケーションの機会となる国際交流会を毎年3回以上実施するとともに、国際教育活動の成果の発信と議論の場として「国際オープンフォーラム」を第3期期間中3回以上開催する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【41-1】 地域の異文化理解とコミュニケーションの機会を作るため、教育諸機関及び行政機関と連携の下に、地域の学校現場において児童生徒、保護者、地域住民及び外国人受託研修生等との国際交流会を3回実施する。また、地域の国際化への貢献のため、地域の教育関係者等を対象に、第3期中第1回目となる国際オープンフォーラムを、「発信！国際協力と活動（仮題）」をテーマに開催する。

【42】3)-① 第1期・第2期中期目標期間中に本学で推進してきたコンケン大学（タイ）やアデレード大学（オーストラリア）での学生の海外研修プログラムの成果と課題を整理し、平成28年度までに、これまでの諸プログラムを統合するとともに、本学との協定締結大学である北京師範大学（中国）や光州教育大学校（韓国）等へ研修先を広げながら、学生の海外研修の目標・内容・事前事後指導等に係る「グローバル教員養成プログラム」を策定する。このプログラムに基づいて、平成29年度以降年間10名以上の学生を対象に海外の学校での短期教育実習を実施する。

- ・【42-1】 「グローバル教員養成プログラム」に基づいて、10名以上の学生を海外の学校に派遣する短期教育実習を実施する。また、同プログラムによる海外の学校での実習に係る事前・事後指導を充実させ、単位取得可能とした教職大学院授業「生徒指導の国際比較演習」を新たに開講する。

(2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

【43】1)-① 保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成29年度までに附属中学校のクラス規模に関するプランを策定する。そのプランを平成30年度に実行し1クラスの人数を変更する。

- ・【43-1】平成28年度に策定した附属中学校のクラス規模に関するプラン「平成30年度以降の附属中学校一学級定員について」に基づき、入学選考を実施する。

【44】1)-② 保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成31年度までに入学選考方法を検討し、実施する。

- ・【44-1】平成28年度に実施した保護者や教職員等のニーズ調査を分析し、多様な幼児児童生徒を受け入れる入学選考方法を検討する。

【45】2)-① 教育実習参加の適格判定を厳格に行うため、学部教務委員会において、平成28年度に教育実習への参加要件に関する評価基準、学生が使用する評価ルーブリック、教育実習参加自己検定問題を開発し、平成29年度の教育実習生から運用する。

- ・【45-1】教育実習生の教職力量を確保するため、平成28年度に開発した教育実習参加自己診査及び評価ルーブリックを、平成29年度教育実習生に適用するとともに、基礎力不足の学生等への指導を充実させる。

【46】2)-② 教職大学院の学部卒学生の实習について、平成28年度から、学部学生の副実習が行われる10月～11月に時期を合わせ5週間集中的に、附属学校での学級経営・教科指導等を含むより実践的な実習を実施する。

- ・【46-1】教職大学院の学部卒学生の教育実習「基礎インターンシップ」について、実習の期間や附属学校における実施体制について検証し、より実践的な実習が行えるよう充実させる。

【47】3)-① 「大学教員の附属学校における研修プログラム」に基づいて、初等・中等

教育現場での指導経験を1年以上有すると認められる者には、大学と附属学校との関係性等を理解するために、附属学校園において延べ5日間程度の研修を行う。初等・中等教育現場での指導経験が1年未満である者には、不足する指導経験等について、原則2年間のうちに実質的に1年間に相当する実務経験を附属学校園において補完させる。

- ・【47-1】「大学教員の附属学校における研修プログラム」に基づき、大学と附属学校との関係性等を理解するために、学校現場での指導経験の少ない新規採用大学教員に対する研修制度について、該当する新規採用大学教員に対し研修を実施するとともに、研修内容の改善を行う。

【48】4)-① 平成28年度から、教科学習につながる基礎的な思考・技能、あるいは生きる力の育成及びそれらを基盤とした英語・数学・国語・生徒指導に関する幼小中一貫型教育のための教育目標の設定、教育課程の編成、教育組織・体制の整備に取り組み、実践する。その成果と課題を検証し、第3期期間中に他の教科・領域教育等での幼小中一貫型教育プランを開発する。

- ・【48-1】大学と附属学校園が協力し、幼小中一貫型教育を目指すため、平成28年度に策定した幼小中一貫型教育プランに基づき、幼児期から児童期への科学的思考力涵養プログラム及び、小学校外国語活動と中学校英語科をつなぐプログラムを実施し、検証する。

【49】4)-② 平成30年度を目途に、幼小中一貫型教育プログラム開発の成果を反映させた授業科目を学部・大学院のカリキュラムに組み込むとともに、地域の教員を対象とする研修会を企画・実施する。

- ・【49-1】附属学校園の幼小中一貫型教育プログラムにおいて開発した成果を反映させた授業科目を、平成30年度を目途に学部・大学院のカリキュラムに組み込む検討をする。

【50】5)-① 大学と附属特別支援学校発達支援センターの連携により、平成28年度から、教員の個別指導については、平成24年度～26年度の平均で年間5名であったものを年間15名以上を対象に実施する。教員を対象とした研修会は、同期間平均で年間3回・延べ55名であったものを年間3回・延べ100名以上を対象に実施する。障害を有する幼児児童生徒が在籍する学校園への訪問支援・来校支援は、同期間平均で年間120回程度であったものを年間150回以上実施する。取組に関する訪問調

査やアンケート調査は毎年実施し、その分析・評価を通じて取組内容を改善する。

- ・【50-1】 附属特別支援学校の発達支援センターが、地域の幼稚園や小学校に対して積極的な支援活動を展開するため、徳島市教育委員会等と協議して支援対象校を決定し、大学と附属特別支援学校発達支援センター及び招聘する外部専門家等との連携により、特別支援教育の力量向上のための教員の個別指導を年間15名以上を対象に実施する。
- ・【50-2】 近隣市町村の保育所・幼稚園・小学校・中学校に対して、特別支援教育を担当する教員のみならず、通常学級担任も含めた教員を対象に児童生徒理解や継続的な就学指導、早期支援等の観点も含む特別支援教育に関する研修会を5回以上実施する。うち3回は本校教員が講師を担当し、延べ100名以上を対象に実施する。
- ・【50-3】 特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する地域の学校園への訪問支援・来校支援・メール支援を合わせて、年間150回以上実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【51】 1)-① 平成28年度から、企画戦略室に機関調査機能（IR機能）を集約した「IRチーム（仮称）」を設置し、大学経営や教学マネジメントを支える情報提供を計画的に行い、大学の戦略的施策の企画立案に活用する。

- ・【51-1】 機関調査機能（IR機能）を有する企画戦略室及び同室に設置するタスクフォース（課題別作業チーム）において、改革コンテンツ案を創出し、新たな大学院教育の体制等の戦略的な企画立案のために必要な情報の提供を行う。また、更なる教員養成の高度化を図るため、平成28年度に設置した大学改革推進委員会等において、教職大学院重点化に向けた改組について検討を進め、改組後のカリキュラムや教員配置の決定等、改組に向けた諸準備を行う。

【52】 2)-① 平成28年度に監査の充実を図るため、教員養成系大学を主たる対象とした教育研究、社会貢献及び大学のガバナンス体制の状況調査を行い、監査項目・内容、観点基準等を作成し、平成29年度からは、それらに基づき監査を実施する。また、監事は役員等との意見交換の場を年間5回以上設け、ガバナンスやコンプライアンスを強化する。

- ・【52-1】他大学状況調査を踏まえて作成した監事監査マニュアル（第1次）及びチェックリスト（監査の手順・監査項目の選択方法等）に基づき監査を実施し、マニュアルの見直しを図る。
- ・【52-2】監事と学長、理事及び副学長との意見交換会を年間5回以上設け、各回ごとに具体的なテーマ（附属学校、地域連携、学生確保等）に沿って意見交換することにより、執行部が適切に機能しているか、また、業務遂行が業務組織として迅速かつ適切に行われているか確認する。

【53】3)-① 第2期（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は7.1%、教員に占める女性の割合は23.1%であった。第3期においては、女性を積極的に登用して、役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上に向上させるとともに、教員に占める女性の割合については20%以上を引き続き確保する。

- ・【53-1】男女共同参画推進のため、役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上とするとともに、教員に占める女性の割合について20%を確保する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【54】1)-① 教職大学院の更なる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行いつつ、学長を室長とする企画戦略室において、大学院学校教育研究科の学生定員の適正化を実現する大学院の改組について検討し、平成31年度に改組を行う。

- ・【54-1】現代の教育課題や学生のキャリア形成に対応するため、大学院（修士課程、専門職学位課程）において、生徒指導や予防教育等に関するプログラムを引き続き実施する。また、機関調査機能（IR機能）を有する企画戦略室及び同室内に設置するタスクフォース（課題別作業チーム）において、改革コンテンツ案を創出し、新たな大学院教育の体制等の戦略的な企画立案のために必要な情報の提供を行うとともに、平成28年度に設置した大学改革推進委員会等において、教職大学院重点化に向けた改組について検討を進め、改組後のカリキュラムや教員配置の決定等、改組に向けた諸準備を行う。

【55】1)-② 平成28年度から、教職大学院に教員免許を持っていない学卒の社会人や中学校教員免許を持っている学卒生等を対象にした「小学校教員養成長期プログラム」を新設する。

- ・【55-1】専門職学位課程教員養成特別コースにおいて平成28年度に開設した「小学校教員養成長期プログラム」（教員免許を持っていない学卒の社会人や中学校教員免許を持っている学卒生等を対象にしたプログラム）を、平成29年度も継続実施する。

【56】1)-③ 実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験をもつ大学教員を40%にする。

- ・【56-1】実践的指導力の育成・強化を図るため、大学教員の採用案件について、学校現場で指導経験をもつ大学教員を公募する。また、学校現場で指導経験の少ない大学教員を採用した場合は、附属学校での研修を実施する。これらの取組によって、学校現場で指導経験をもつ大学教員の割合を向上させる。

【57】2)-① 平成28年度以降、「教職キャリア支援センター」、「長期履修学生支援センター」及び「教職大学院コラボレーションオフィス」各々のセンターが協働する連携体制を構築し、その体制の下で支援員の相互交流を行う。

- ・【57-1】「教職キャリア支援センター」、「長期履修学生支援センター」及び「教職大学院コラボレーションオフィス」の3機関が連携し、各種実習に関する情報の共有等を図るとともに、各機関の教員及びアドバイザー教員が連携して、教育委員会や実習校に対して各種実習についての理解を深めるような説明を行う。

【58】2)-② 平成28年度から教職大学院に長期在学学生（3年制）を受け入れることに伴い、教育支援体制を拡充するため、「長期履修学生支援センター」において、長期在学学生の免許取得支援や教育実習の事前・事後指導等を行う。

- ・【58-1】平成28年度から受入れを開始した教職大学院の長期在学学生（3年制）に対し、長期履修学生支援センターと専門職学位課程教員養成特別コース教員が連携し、免許取得支援、修学支援、教育実習支援（事前・事後指導）を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【59】1)-① 平成28年度までに業務の棚卸しを行い、平成29年度までに組織のシステム化・集中化を実施する。また、業務の見える化・標準化については、平成28年度から整備を進め、平成30年度を目途に完成させ、その後適宜更新する。

- ・【59-1】コスト削減及び業務効率化の観点から、組織のシステム化・集中化のために「現状課題対応・対策ワークシート」を作成するとともに、業務の見える化・標準化のために「業務構造図」を作成する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【60】1)-① 外部研究資金等を獲得するため、第2期では、各種インセンティブの付与や科学研究費等獲得に向けた研修の実施等の取組を積極的に行った結果、毎年度1億円を超える外部資金を獲得してきた。第3期では、更に戦略的に外部研究資金等を獲得するため、平成28年度までに企画戦略室において多様な財源の受入れを積極的に進めるための戦略を策定し、第3期期間中、目標として毎年度1億円の外部資金獲得を達成する。

- ・【60-1】平成28年度に企画戦略室に設置した「自己収入獲得推進タスクフォース」において策定した外部資金獲得のための戦略を実行し、科研費等インセンティブの付与、鳴門教育大学基金に係る卒業生・修了生等に対する募金活動、文部科学省や独立行政法人国際協力機構（JICA）等からの受託事業の受け入れ等により、年間1億円の外部資金を獲得する。

【61】1)-② 各教員の研究費の財源として積極的に外部資金を導入するため、企画戦略室において科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金）の獲得に向けた戦略を策定し、実行する。このことにより、教員の新規応募率（新規応募者数／新規応募可能な教員数）を、第2期の約40%（平成22年度から平成26年度までの平均値）から、第3期は平成33年度までに1.5倍の60%に増加させる。

- ・【61-1】平成28年度に企画戦略室に設置した「自己収入獲得推進タスクフォース」において策定した、科学研究費助成事業の獲得に向けた説明会やインセンティ

ブ等の具体的方策について、実行する。また、新任教員研修会及び学内説明会等で継続的に科研費応募を促す取組を推進する。

【62】1)-③ 寄附金収入（研究資金を除く。）については、第2期には年間数十万円程度であったところ、平成27年度には教育現場への支援事業や地域の子供たちを育成する事業を進めるとともに学生への修学支援や奨学金支給など教育研究環境の整備を推進するための「鳴門教育大学基金（仮称）」を創設した。第3期には、この基金を本格的に活用するとともに、これらの事業への賛同・協力を広く求め、この基金への寄附金を第3期期間中に1,000万円を目標として募る。

- ・【62-1】鳴門教育大学基金の充実に向け、教職員を対象とした給与控除等による寄附を更に充実するとともに、同窓会組織や地域の経済団体等へ協力を依頼する。また、他大学の基金リーフレット・基金ウェブページ等の情報を収集し、寄附受入に関する情報発信方法について改善する。これらの取組により、平成29年度寄附金収入の目標額170万円を獲得する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【63】1)-① 第2期には、定員管理計画を定め、職員の計画的削減や大学教員の原則後任不補充等により、人件費の削減を行った。第3期には、企画戦略室において学長のリーダーシップの下本学の特色・強みを生かした改組案を踏まえた人件費管理戦略を策定し、計画的に実施する。

- ・【63-1】大学改革の方向性や財政状況の厳しさ等を踏まえ、大学院改組計画等を念頭に置きつつ、学長のリーダーシップに基づく人件費管理戦略（人員管理計画）を策定する。

【64】2)-① 第2期は、効率的な契約方法に積極的に取り組み、15件の複数年契約及び2件の大学間連携による共同購入を実施した。第3期には、これらを更に積極的に取り組み、第2期を上回る件数を実施する。

- ・【64-1】中長期的な経費の削減のため、「業務コスト削減計画」を策定し、四国地区国立大学事務連携実施委員会財務ワーキンググループ共同調達検討部会等において複数年契約及び共同購入について検討を行い、新規2件の複数年契約及び継続2件の大学間連携による共同購入を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【65】1)-① 職員宿舎（120戸）の入居率の向上を目的に第2期に引き続きアンケート調査の実施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の賃貸住宅状況を勘案し、平成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。

- ・【65-1】職員宿舎（120戸）について、入居者のニーズ把握のためアンケート調査を実施し、入居率の向上につながるよう改善策を検討する。またアンケート集計結果により改善内容に優先順位を付け職員宿舎維持管理計画の見直しを行い、計画を実行する。

【66】1)-② 非常勤講師宿泊施設（「高島会館」8室）の利用率の向上を目的に第2期に引き続きアンケート調査の実施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の宿泊施設状況を勘案し、平成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。

- ・【66-1】非常勤講師宿泊施設（「高島会館」）について、宿泊者のニーズを把握するためアンケート調査を実施し、宿泊者の利用率向上につながるよう改善策を検討する。また、アンケートの集計結果により非常勤宿泊施設の維持に必要な条件を整理し、今後の維持管理計画の検討を行う。

【67】2)-① 毎年度、資金繰計画を策定し本学独自の運用を行うとともに、大学間連携による共同運用にも積極的に参画する。

- ・【67-1】資金繰計画を策定し、複数の銀行の利率を比較し最も利率の高い銀行に預金するといった本学独自での資金運用を行うとともに、四国地区国立大学法人資金共同運用にも積極的に参画する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】1)-① 平成28年度に、教育・研究に関する自己点検・評価について、地域の活性

化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価を実施する。

- ・【68-1】平成28年度に教育・研究評価室が策定した評価指標と評価基準のうち、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出等の観点から、教育・研究に関する自己点検・評価を実施する。

【69】1)-② 平成28年度に、各教員・組織等に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価の結果を教育研究費の業績主義的傾斜配分に反映させる。

- ・【69-1】平成28年度に「地域の活性化に貢献する教育・研究」、「教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究」を新たに追加することにより改善した業績評価項目に基づき、自己点検・評価「教員による教育研究活動等の業績評価」を実施する。また、その評価結果を、学内予算編成における教育研究費の業績主義的傾斜配分に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【70】1)-① 企画戦略室において、学生や外部有識者の意見を取り入れながら、ステークホルダーに応じた広報媒体を活用し、効果的なタイミングで積極的な情報発信を行える広報手法を開発する。

- ・【70-1】平成28年度に設置した大学入試広報タスクフォースでの検討を参考に、平成29年度広報計画に基づき、広報紙等の発行や広報グッズ販売等、効果的・効率的な広報活動を実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【71】1)-① 教職大学院の重点化、修士課程の機能強化に向けた大規模改修計画を立案

するに当たり、安全安心な教育研究環境、全学共用スペース面積20%確保、グローバル化、機能強化等の検討を行いつつ、平成28年度は再開発に向けた様々な要望を取りまとめ、平成29年度から計画を策定し、国の財政措置の状況を踏まえつつ順次実施する。

- ・【71-1】「スペース再配分・機能改善に向けたロードマップ」に基づき、平成28年度に策定した教育研究スペースの面積算出方法により、各コース、センター等が必要とする面積を算定し、大学院改組も踏まえた大規模改修計画策定のためのゾーニング計画を進める。また、改組の状況を踏まえ、学習環境に柔軟に対応し、大学資産を最大限活用できるよう、キャンパスマスタープランの見直しを行う。

【72】1)-② 防災設備、インフラ設備等の計画的な改修更新を行い機能維持に努める。また、修繕計画による修繕工事を実施し、省エネ効果の高い機器への更新によるランニングコストの削減と安全安心な建物維持及び建物の長寿命化対策を行う。

- ・【72-1】建物別の防災設備、インフラ設備等の更新について検討する。また、修繕計画による修繕工事を実施し、省エネ効果の高い器具への更新等を行い、好循環システム（長寿命化対策・省エネ対策を行い維持管理経費の削減をし、それにより創出された資金を新たな長寿命化対策・省エネ対策に充当し、更に経費削減を図るシステム）の確立・施設の長寿命化に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【73】1)-① 南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、「防災対策基本方針」に基づき教職員及び学生はもとより関係自治体と協力し毎年度防災訓練を行い、反省点を踏まえより実効性のある防災対策基本方針への見直しを行い、更なる参加者の増加を目指す。また、関西広域連合の一員である徳島県と協力し、原子力災害に係る広域避難者の受入体制を整える。

- ・【73-1】南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え実施した防災訓練の反省点を踏まえつつ、平成29年度中に策定予定の「大規模災害における業務継続計画（BCP）」を見据えた上で、防災基本計画を見直す。また、平成27年に指定避難場所の指定に同意した鳴門市との原子力災害に係る広域避難者受入体制について、一時避難場所として体育館が指定されているが、避難が長期化した場合においても代替の施設を提供する等により授業等の大学業務を速やかに継続できるよう、自治体との協力体制を検討する。

【74】1)-② 本学における帰宅困難者に対する防災関連物資及び資機材の備蓄・整備について、備蓄計画に基づき平成28年度に100%を達成し、期間内は備蓄計画の見直しや備蓄及び品質維持を行う。

- ・【74-1】防災備蓄品（水、食料、毛布等）の品質維持を行いつつ、防災訓練の一環として、食料等の一部を参加者の地域住民や学生に配布する。また、現状の備蓄率 100% (1,300 人 × 3 日分の食料等) を維持しつつ、次期5カ年（平成 29～33 年度）の備蓄計画を策定する。

【75】2)-① 社会で起きている事件・事故等の状況を踏まえ、既に整備されている規則及び各種対策マニュアル等を再評価し、現状に適合するよう改善するとともに、職員及び学生を対象にした講習会の開催やクイックマニュアルの配布などを通じて情報発信を行う。

- ・【75-1】各課個別業務における既存のマニュアルと災害時の個別マニュアルの見直し・制定等を基に、本学の災害リスク対処において基本となる「大規模災害における業務継続計画（BCP）」の策定を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【76】1)-① 平成28年度以降、毎年、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくための研修を新たにe-Learning等を活用して対象者の受講状況を確認しつつ受講率 100%を達成するとともに、研究費の使用に関する不正防止対策の理解や意識を高めるための研修を毎年度複数回開講する。また、研究費の運営・管理に関わる者に対し、法令遵守や研究費に関する誓約書の徴取を継続的に実施する。

- ・【76-1】研究倫理に関する研修を e-Learning 等を活用して開講し、受講率 100%を達成する。また、研究者に係る法令遵守等に関する誓約書の徴取を継続的に実施するとともに、学生への研究者倫理教育の平成 31 年度からの実施に向け、学習方法や実施時期等について検討を進める。
- ・【76-2】研究費の不正使用を防止するため、研究費の使用に関する不正防止対策の理解や意識を高めるための研修を実施する。なお、受講を徹底するため、受講機会を増やし、複数回開講する。また、取引業者に対し、法令遵守や研究費に関する誓約書の徴取を継続的に実施する。

【77】2)-① 毎年、情報セキュリティに関する啓発のため、職員及び学生を対象にした研修・説明会を実施するとともに、定期的に情報セキュリティ対策について注意を喚起する文書を通知する。

- ・【77-1】情報セキュリティに関する研修・説明会の開催及び情報セキュリティに関する注意喚起に関する文書の通知により、情報セキュリティに関する意識啓発を行い、情報セキュリティ対策を徹底する。

4 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

【78】1)-① 環境マインドを持った人材育成を行うために、「エコアクション21」等環境マネジメントシステムを継続し、エコカードの作成・配布、環境活動レポートの作成・公表、講演会の開催、環境目標・環境活動計画の達成等を行いつつ、環境負荷の逡減に配慮した持続可能な大学キャンパスを構築する。

- ・【78-1】環境マインドを持った人材育成を行うために、環境マネジメントシステムを継続し、エコカードの作成・配布、環境活動レポートの作成・公表、講演会の開催等環境保全に関する啓発活動を推進し、環境目標・環境活動計画に基づき、活動を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

830,611千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
 - ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ライフライン再生Ⅱ(電気設備)	総額 110	施設整備費補助金 (90)
・基幹・環境整備		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (20)
・特別教室棟屋外階段取設		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 大学改革の方向性や財政状況の厳しさ等を踏まえ、大学院改組計画等を念頭に置きつつ、学長のリーダーシップに基づく人件費管理戦略(人員管理計画)を策定する。
- 本学教員の実践的教育研究能力の更なる高度化のため、連合大学院博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格を有していない教員に対して、資格審査受審を勧めるとともに、資格審査書類作成説明会の開催を周知し、2人以上の新規有資格者を増やす。
- 実践的指導力の育成・強化を図るため、大学教員の採用案件について、学校現場で指導経験をもつ大学教員を公募する。また、学校現場で指導経験の少ない大学教員を採用した場合は、附属学校での研修を実施すること等により、学校現場で指導経験をもつ大学教員の割合を向上させる。
- 男女共同参画推進のため、役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上とするとともに、教員に占める女性の割合について20%を確保する。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 299人

また、任期付き職員数の見込みを 31人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 3,069百万円

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

<p>学校教育学部</p>	<p>学校教育教員養成課程 400人 （うち教員養成に係る分野 400人）</p>
<p>学校教育研究科</p>	<p>人間教育専攻 180人 （うち修士課程 180人） 特別支援教育専攻 40人 （うち修士課程 40人） 教科・領域教育専攻 280人 （うち修士課程 280人） 高度学校教育実践専攻 100人 （うち専門職学位課程 100人）</p>
<p>附属幼稚園</p> <p>附属小学校</p> <p>附属中学校</p> <p>附属特別支援学校</p>	<p>130人 学級数 5</p> <p>612人 学級数 18</p> <p>480人 学級数 12</p> <p>60人 学級数 9</p>

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 288
施設整備費補助金	90
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	13
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	20
自己収入	692
授業料, 入学金及び検定料収入	615
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	77
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	107
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	4, 210
支出	
業務費	3, 980
教育研究経費	3, 980
診療経費	0
施設整備費	110
船舶建造費	0
補助金等	13
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	107
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	4, 210

[人件費の見積り]

期間中総額3, 069百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 152
經常費用	4, 152
業務費	3, 843
教育研究経費	568
診療経費	0
受託研究費等	92
役員人件費	65
教員人件費	2, 240
職員人件費	878
一般管理費	172
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	136
臨時損失	0
収益の部	4, 152
經常収益	4, 152
運営費交付金収益	3, 240
授業料収益	498
入学金収益	96
検定料収益	21
附属病院収益	0
受託研究等収益	92
補助金等収益	13
寄附金収益	9
施設費収益	2
財務収益	0
雑益	77
資産見返運営費交付金等戻入	74
資産見返補助金等戻入	19
資産見返寄附金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	3
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,907
業務活動による支出	4,009
投資活動による支出	262
財務活動による支出	37
翌年度への繰越金	599
資金収入	4,907
業務活動による収入	4,102
運営費交付金による収入	3,288
授業料, 入学金及び検定料による収入	615
附属病院収入	0
受託研究等収入	92
補助金等収入	13
寄附金収入	15
その他の収入	79
投資活動による収入	210
施設費による収入	110
その他の収入	100
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	595